

第 107 回あるべき税制委員会、第 124 回国際課税委員会合同会議議事録（文責森信）

令和 2 年 7 月 9 日、佐藤修二先生から、塩野義製薬事件東京地裁判決（ケイマン LPS の現物出資）とユニバーサルミュージック事件について説明いただき、皆さんで議論しました。

ユニバーサルミュージック事件東京地裁判決については、森・濱田松本法律事務所ニューズレター（<http://www.mhmjapan.com/content/files/00037798/20191030-044201.pdf>）をベースに説明、塩野義製薬事件東京地裁判決については、佐藤ほか・T&A master（別添）をベースに説明がありました。（資料添付）

議論の概要は以下のとおり。

- ・ユニバーサル地裁判決は、国税当局の 132 条の適用を極めて抑制的に判示したものが、学者の中にも疑問視する者が多い判決の論理だ。
- ・地裁判決は、当該取引を、グループ全体の利益という観点から判断しているが、税法は単体で課税する原則となっており、判断すべきは単体取引の経済合理性ではないか。
- ・132 条、さらには独立企業原則の観点からは、原告の取引は損失になるので、経済合理性がないと判断できるのではないか。
- ・独立企業原則の観点から移転価格税制との整合性を問うことも可能だったのではないか
- ・高裁では、ヤフー取引の最高裁の原則（濫用基準）を使って判断されたということだが、132 条と 132 条の 2 との関係をどう整理したのか、注目される。
- ・塩野義製薬事件は、ケイマンの事業の LPS としての持ち分の法的性格が争われたもの。
- ・外国籍 LPS の持ち分について外国の所在する資産と判断したが、ビジネスの実態に近い判断といえよう。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。